

電気供給に関する重要事項説明書【低圧】＜東北電力ネットワーク株式会社管内＞新旧対照表

新	旧	備考欄
<p>電気供給に関する重要事項説明書</p> <p><u>【低圧】</u> <u>＜東北電力ネットワーク株式会社管内＞</u></p> <p><u>電気供給に関する重要事項説明書（以下「本説明書」といいます。）は、電気のユーザー（以下「甲」といいます。）に対し、グリーンピープルズパワー株式会社（以下「乙」といいます。）の電気の供給（以下「本業務」といい、本業務に関する甲乙間の電気供給契約を「本契約」といいます。）に関する重要事項について説明します。本説明書は、電気事業法および経済産業省令に基づき交付するものです。</u></p> <p>また、<u>本説明書の内容</u>の詳細につきましては弊社電気供給約款（以下「供給約款」といいます。）に記載していますので、<u>本説明書と併せて</u>ご確認ください。「供給約款」は弊社ホームページから閲覧およびダウンロードすることができます。</p> <p><u>1. 小売電気事業者（電気供給者）</u> 本契約に<u>基づく需要場所</u>への電気の供給については、グリーンピープルズパワー株式会社（小売電気事業者登録番号 A0644）が行います。</p> <p><u>2. お問合せ先</u> 本業務の電気に関するサービス内容や料金などのお問合せは下</p>	<p>電気供給に関する重要事項説明書</p> <p><u>本説明書は、電気のユーザー（以下「甲」といいます。）に対し、グリーンピープルズパワー株式会社（以下「乙」といいます。）の、電気の供給（以下「本業務」といい、本業務に関する甲乙間の電気供給契約を「本契約」といいます。）に関する重要事項について説明します。本説明書は、電気事業法および経済産業省令に基づき交付するものです。</u></p> <p>また、<u>本内容</u>の詳細につきましては弊社電気供給約款（以下、「供給約款」といいます。）に記載していますので、<u>本書面と合わせて</u>ご確認ください。「供給約款」は弊社ホームページから閲覧およびダウンロードすることができます。</p> <p><u>1. 電気供給者</u> 本契約に<u>定める本物件</u>への電気の供給については、グリーンピープルズパワー株式会社（小売電気事業者登録番号 A0644）が行います。</p> <p><u>2. 提供エリア</u> <u>本業務の電気の供給エリアは、東北電力管内とします。</u></p> <p><u>3. お問合せ先</u> 本業務の電気に関するサービス内容や料金などのお問合せは下</p>	<p>追加</p> <p>変更</p> <p>変更</p> <p>変更 変更</p> <p>削除</p> <p>項番変更</p>

新	旧	備考欄
<p>記のとおりです。なお、停電など緊急時のお問合せは、<u>送配電事業者（電柱や電線の管理会社）へ直接ご連絡をお願いいたします。</u> <u>東北電力ネットワーク株式会社：0120-175-366</u> https://nw.tohoku-epco.co.jp/disaster/blackout/</p> <p><u>3. 本契約の申し込み方法</u> <u>(1) あらかじめ供給約款を承認し、下記の事項を明記して、乙所定の様式によってお申込みいただきます。</u> ・甲の情報（お名前、ご住所、電話番号、メールアドレス） ・現契約プラン ・需要場所、供給地点特定番号 ・契約種別、契約容量、契約電力 ・料金の支払方法 ・その他乙が必要とする情報</p> <p><u>(2) 本業務に関する甲乙間での契約は、契約のお申込み後、乙が甲に開始日を通知し、甲に到達したときに成立するものとします。</u></p> <p><u>(3) 本契約によってお客さまが負う電気料金その他の債務について乙の定める期日を経過してなお支払われない場合には、お客さまの氏名、住所、支払状況等の情報を他の小売電気事業者等へ乙が通知することがあります。</u></p> <p><u>4. 供給開始</u> <u>(1) 甲に対する乙からの供給開始日は、甲、乙及び一般送配電事業者と協議の上、以下のとおり受給開始日を定めます。</u> イ) <u>引越し（転入）等の理由で、新たに電気の供給を開始する場合</u> <u>原則として、甲の希望する日とします。ただし、いずれの事業者とも契約関係がない状態で当該需要場所にて電気の使用を開始し、後に乙との需給契約が成立した場合には、その使用を開始した日とします。</u> ロ) <u>ほかの小売り電気事業者からの切替えによる需給開始の場合</u> <u>申込日以降の標準処理期間（切替えの手続きやスマートメータ</u></p>	<p>記のとおりです。なお、停電など緊急時のお問合せも、<u>上記の電話番号へご連絡ください。電話がつかない場合は、代表取締役の竹村携帯 090-9964-5024 までご連絡ください。</u></p> <p><u>4. 本業務の契約</u></p> <p>本業務に関する甲乙間での契約は、契約のお申込み後、乙が甲に開始日を通知し<u>たときに成立するものとします。</u></p> <p><u>5. 供給開始</u> 甲に対する乙からの供給開始<u>年月日は、</u>申込日以降の標準処理期間（切替えの手続きやスマートメータの取替工事に要する期間）満了後の最初の検針日となります。なお、この切替え手続きが完了するまでは、現在契約中の小売電気事業者から電力供給が継続されます。</p>	<p>項番変更、変更追加</p> <p>変更追加</p> <p>項番変更 項番追加 変更・追加</p>

新	旧	備考欄
<p>一の取替工事に要する期間) 満了後の最初の検針日となります。 なお、この切替え手続が完了するまでは、現在契約中の小売電気事業者から電力供給が継続されます。</p> <p><u>(2) 天候、用地事情等やむをえない理由によって、あらかじめ定めた供給開始日に電気を供給することができないことが明らかになった場合には、乙はお客さまに対し、その理由をすみやかにお知らせし、あらためてお客さまと協議のうえ、新たに供給開始日を定めて電気を供給いたします。この場合の契約成立日は、新たに受給開始日を定める通知を発した日とします。</u></p> <p><u>5. 契約期間</u> 契約期間は<u>本契約成立</u>の日から1年目の検針日の前日までとします。ただし、契約期間満了<u>7日前までに、甲または乙のいずれかから、契約の終了または変更の申し出がない限り、本契約の契約期間は自動的に1年間延長し、以後もこの例によるもの</u>といたします。</p> <p><u>6. 工事費等</u> (1) 設置される計量器<u>(その付属装置及び区分装置を含む)</u>および電流制限器等は、一般送配電事業者が所有し、当該計量器および電流制限器等は、一般送配電事業者の負担で取り付けます。<u>なお、次の場合には、甲の所有とし、甲の負担で取り付けていただくことがあります。</u> <u>イ) お客さまの希望によって計量器の付属装置を施設する場合</u> <u>ロ) 変成器の2次配線等で、乙規格以外のケーブルを必要とし、またはお客さまの希望により特に長い配線を必要とするため多額の費用を要する場合</u> <u>(2) 計量器(その付属装置及び区分装置を含む)、電流制限器等の取付場所は、甲が無償で提供するものとする。また、(1)イおよびロにより甲の所有物として施設した計量器、その付属装置および区分装置は、乙および一般送配電事業者が無償で使用できるもの</u>といたします。 <u>(3) 乙による電気の供給開始に伴い、ブレーカーの種類や位置</u></p>	<p><u>6. 契約期間</u> 契約期間は<u>前項の供給開始</u>の日から1年目の検針日の前日までとします。ただし、契約期間満了<u>に先立って、甲乙双方から契約の終了または変更の申し出がない場合、契約期間満了後も1年間、同一条件で電気供給契約が継続されるもの</u>とします。</p> <p><u>7. 工事費等</u> (1) 設置される計量器および電流制限器等は、一般送配電事業者が所有し、当該計量器および電流制限器等は、一般送配電事業者の負担で取り付けます。</p> <p><u>(2) 乙による電気の供給開始に伴い、ブレーカーの種類や位置</u></p>	<p>追加</p> <p>項番変更 変更</p> <p>項番変更 追加</p> <p>追加</p> <p>追加</p> <p>項番変更</p>

新	旧	備考欄
<p>の変更が必要となり、乙が一般送配電事業者から当該設置または変更にかかる工事費の負担を求められた場合、その費用の実費は甲が支払うものとします。</p> <p><u>(4) 甲の希望によって計量器（その付属装置および区分装置を含む）及び電流制限装置の取付位置を変更し、またはこれに準ずる工事をする場合には、甲が実費相当額を乙に支払うものとします。</u></p> <p><u>7. 需要場所への立入りによる業務の実施</u></p> <p><u>乙および一般送配電事業者は、次の業務を実施するため甲の承諾をえてお客さまの土地または建物に立ち入らせていただくことがあります。この場合には、正当な理由がない限り、立ち入ることおよび業務を実施することを承諾していただきます。</u></p> <p><u>イ) 供給地点の計量器等需要場所内の電気工作物の設計、施工、改修または検査</u></p> <p><u>ロ) 不正な電気の使用を防止するために必要なお客さまの電気機器の試験、契約主開閉器もしくはその他電気工作物の確認もしくは検査または電気の使用用途の確認</u></p> <p><u>ハ) 計量値の確認</u></p> <p><u>ニ) 本説明書「9」「21」「22」により必要な処置</u></p> <p><u>ホ) その他本約款によって、需給契約の成立、変更もしくは終了に必要な業務、または乙および一般送配電事業者の電気工作物にかかわる保安の確認に必要な業務</u></p> <p><u>8. 電気の使用に伴うお客さまの協力</u></p> <p><u>(1) 甲の電気の使用が、次の原因で他のお客さまの電気の使用を妨害し、もしくは妨害するおそれがある場合、または乙もしくは他の電気事業者の電気工作物に支障を及ぼし、もしくは支障を及ぼすおそれがある場合（この場合の判定はその原因となる現象が最も著しいと認める地点で行います。）には、甲の負担で、必要な調整装置または保護装置を需要場所に施設していただくものとし、特に必要がある場合には、供給設備を変更し、または専用供給設備を施設して、これにより電気を使用していただきます。</u></p>	<p>の変更が必要となり、乙が一般送配電事業者から当該設置または変更にかかる工事費の負担を求められた場合、その費用の実費は甲が支払うものとします。</p>	<p>追加</p> <p>追加</p> <p>追加</p>

新	旧	備考欄
<p><u>イ) 負荷の特性によって各相間の負荷が著しく平衡を欠く場合</u> <u>ロ) 負荷の特性によって電圧または周波数が著しく変動する場合</u> <u>ハ) 負荷の特性によって波形に著しいひずみを生ずる場合</u> <u>ニ) 著しい高周波または高調波を発生する場合</u> <u>ホ) その他イ、ロ、ハまたはニに準ずる場合</u> <u>(2) 甲が発電設備を一般送配電事業者の供給設備に電氣的に接続して使用される場合は、(1)に準ずるものといたします。</u></p> <p><u>9. 供給設備の工事費負担金</u> <u>甲が新たに電気を使用し、または契約電力を増加される場合で、これに伴い新たに施設される配電設備もしくは特別供給設備、または甲の希望によって供給設備を変更する場合において、乙が託送供給等約款に基づいて一般送配電事業者より工事費の負担を求められる場合は、甲にその負担金を支払っていただきます。</u></p> <p><u>10. 需給開始前に需給契約が終了または変更される場合の費用</u> <u>供給設備の一部または全部を施設した後、甲の都合によって需給開始に至らないで需給契約を終了または変更される場合は、乙が一般送配電事業者から請求された費用を、甲に支払っていただきます。なお、この場合には、実際に供給設備の工事を行わなかった場合であっても、事前の測量監督等の必要な費用が生じたときは、甲においてその実費を支払っていただきます。</u></p> <p><u>11. 調査に対する甲の協力</u> <u>甲が電気工作物の変更の工事を行った場合には、その工事が完成した時、速やかにその旨を乙及び一般送配電事業者または経済産業大臣の登録を受けた調査機関に通知していただきます。</u></p> <p><u>12. 保安等に対する甲の協力</u> <u>(1) 次の場合には、甲からすみやかにその旨を乙および一般送配電事業者へ通知していただきます。この場合には、乙および一般送配電事業者は、ただちに適切な処置をいたします。</u> <u>イ) 甲が、引込線、計量器等その需要場所内の乙および一般送配</u></p>		<p>追加</p> <p>追加</p> <p>追加</p> <p>追加</p>

新	旧	備考欄
<p><u>電事業者の電気工作物に異状もしくは故障があり、または異状もしくは故障が生ずるおそれがあると認めた場合</u></p> <p><u>ロ) 甲が、甲の電気工作物に異状もしくは故障があり、または異状もしくは故障が生ずるおそれがあり、それが乙および一般送配電事業者の供給設備に影響を及ぼすおそれがあると認めた場合</u></p> <p><u>(2) 甲が一般送配電事業者の供給設備に直接影響を及ぼすような物件(発電設備を含みます。)の設置、変更または修繕工事をされる場合は、あらかじめその内容を乙に通知していただきます。また、物件の設置、変更または修繕工事をされた後、その物件が一般送配電事業者の供給設備に直接影響を及ぼすこととなった場合には、すみやかにその内容を乙に通知していただきます。これらの場合において、保安上特に必要があるときには、乙は、お客さまにその内容の変更をしていただくことがあります。</u></p> <p>—</p> <p><u>1 3. 違約金</u></p> <p><u>(1) 甲が電気工作物の改変等によって不正に電気を使用した場合、または、本約款「2 3 需要場所への立ち入りによる業務の実施」に反して、乙の係員の立ち入りによる業務の実施を正当な理由なく拒否し、そのために料金の全部または一部の支払いを免れた場合には、支払いを免れた金額の3倍に相当する金額を違約金として支払うものとします。</u></p> <p><u>(2) (1) の免れた金額は、本約款に定められた供給条件に基づいて算定された金額と、不正な使用方法に基づいて算定された金額との差額といたします。</u></p> <p><u>(3) 不正に使用した期間を確認できないときは、6ヶ月以内で乙が合理的に決定した期間といたします。</u></p> <p><u>1 4. 契約容量および電気料金</u></p> <p>甲の契約容量は、<u>旧小売電気事業者からの切り替え手続き後に乙から通知されます。</u>甲の電気料金は、基本料金、電力量料金、容量拠出金相当額、及び再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計として、乙が算出します。</p> <p>＝略＝</p>	<p><u>8. 違約金</u></p> <p><u>甲が不正に電気を使用した等の理由で、乙が一般送配電事業者から当該不正な電気の使用に関する違約金の請求を受けた場合、「供給約款」の定めに応じて算出された金額を甲が支払うものとします。</u></p> <p><u>9. 契約容量および電気料金</u></p> <p>甲の契約容量は、<u>乙が発行し甲が承諾する電気供給契約承諾書に記載の通りです。</u>甲の電気料金は、基本料金、電力量料金、容量拠出金相当額、及び再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計として、乙が算出します。</p> <p>＝略＝</p>	<p>項番変更 変更・追加</p> <p>追加</p> <p>追加</p> <p>項番変更 変更</p>

新	旧	備考欄
<p><u>電力量料金は、お客さまへの料金ご請求時に、乙が設置したWEBサイトに登録した電子データによりお客さまの閲覧に供します。請求書等の郵送を別途希望される場合は、手数料200円を電気料金と共に、お支払いいただきます。</u></p> <p><u>15. 供給電圧、周波数</u> =略=</p> <p><u>16. 料金の支払い方法</u> <u>(1) 電気料金については、(a)口座振替払い（お客さまが指定する口座から乙の口座に対し、料金を振替える方法）、または(b)クレジットカード払い(乙の指定するクレジットカード会社(代行業者を含み、以下同様とします。)との契約に基づき、そのクレジットカード会社に毎月継続して電気料金等を立替えさせる方法により乙が指定した金融機関等を通じて払い込む方法をいいます。) または(c)コンビニ払い（乙から送付するコンビニ支払い用紙を用いて、コンビニエンスストアで電気料金を支払う方法）のいずれかの方法により支払うものとします。ただし、コンビニ払いの場合は、郵送に伴う手数料として、200円をお支払いいただきます。</u> <u>(2) 乙は、前回の検針日から当月の検針日の前日までの期間を原則「1か月」として料金の算定期間とします。ただし、)月の途中で、電気の需給を開始し、再開し、休止し、もしくは停止し、または需給契約が終了した場合または月の途中で、契約種別、契約電流、契約容量、契約電力等を変更したことにより、料金に変更があった場合、本約款別表「3」により日割計算をして算定します。</u> <u>(3) 甲の料金は、(1)(a)の方法による支払いの場合は乙が請求を行った月の20日、(1)(b)の方法による支払いの場合は乙が請求を行った月の15日を支払期日とし、また、(1)(c)の方法による支払いの場合はコンビニ支払い用紙記載の支払い期限までに支払っていただきます。ただし、乙の請求日が日曜日または銀行法第15条第1項に規定する政令で定める日(以下「休日」といいます。))に該当する場合には、その翌営業日に料金を支払って</u></p>	<p><u>10. 供給電圧、周波数</u> =略=</p> <p><u>11. 料金の支払い方法</u> 電気料金については、(a)口座振替払い（お客さまが指定する口座から当社[〃]の口座に対し、料金を振替える方法）、または(b)クレジットカード払い(当社[〃]の指定するクレジットカード会社(代行業者を含み、以下同様とします。)との契約に基づき、そのクレジットカード会社に 毎月継続して電気料金等を立替えさせる方法により当社が指定した金融機関等を通じて払い込む方法をいいます。)のいずれかの方法により支払うものとします。 乙は、<u>電気料金に関して毎月の検針数値に基づき甲に請求し、当該電気料金は乙より請求を受けた日の属する月の翌月20日に甲が指定する金融機関口座から引き落とされる、もしくはクレジットカード会社の指定日に金融機関を通じて支払われるものとします。ただし、当該日が銀行等の休業日にあたる場合は翌営業日の支払いとなります。甲の支払いが滞った場合は、乙指定金融機関口座へ振込により支払うものとします。</u></p>	<p>追加</p> <p>項番変更</p> <p>項番変更 項番追加 変更</p> <p>追加 変更</p> <p>追加</p> <p>追加</p>

新	旧	備考欄
<p><u>たきます。</u></p> <p><u>17. 料金請求の方法</u> (1) 乙は甲に対し、<u>検針日または計量日の属する月の翌月に</u>、電気料金に関する請求内容を、<u>乙</u>が設置した WEB サイト（請求額に係る電子データ等を蓄積しお客様の閲覧に供するためのインターネットサイトをいいます。）に登録した電子データによりお客様の閲覧に供します。 =略= <u>18. 延滞利息</u> <u>甲</u>が料金の支払い期日を経過してなお、支払われない場合には、<u>乙</u>は、支払い期日の翌日から支払日までの期間の日数に応じて延滞利息を<u>申し受けます</u>。<u>詳細は本約款第21条をご参照ください。</u></p> <p><u>19. 一般送配電事業者の託送供給等約款、託送供給約款（以下、総称して「託送供給約款」という。）に定められた小売供給の甲の責任に関する事項</u> =略= (2) 甲が電気工作物の改変により不正に電気を使用した場合 =略= <u>20. 供給の停止</u> (1) <u>甲が次のいずれかに該当する場合には、乙は甲に係る電気の供給の停止を一般送配電事業者に依頼することがあります。</u></p>	<p><u>12. 料金請求の方法</u> (1) 乙は甲に対し、<u>前項の引き落としの7営業日前までに</u>、電気料金に関する請求内容を、<u>当社</u>が設置した WEB サイト（請求額に係る電子データ等を蓄積しお客様の閲覧に供するためのインターネットサイトをいいます。）に登録した電子データによりお客様の閲覧に供します。 =略= <u>13. 延滞利息</u> <u>お客様</u>が料金の支払い期日を経過してなお、支払われない場合には、<u>当社</u>は、支払い期日の翌日から支払日までの期間の日数に応じて延滞利息を<u>申し受けることがあります。</u></p> <p><u>14. 甲による解約</u> (1) <u>甲は、乙に対して1ヶ月前に、メール、電話または FAX による申し出を行うことにより、本契約を変更、もしくは解約することができます。</u> (2) <u>甲による本契約の解除に係る違約金はありません。ただし、その解除を理由として、乙が一般送配電事業者から託送供給約款に基づいてなんらかの請求を求められた場合、乙はそれを甲に請求することができるものとします。</u></p> <p><u>15. 一般送配電事業者の託送供給等約款、託送供給約款（以下、総称して「託送供給約款」という。）に定められた小売供給の甲の責任に関する事項</u> =略= (2) 甲が電気工作物の改変により不正に電気を使用した場合、<u>又は契約負荷設備以外の設備で電気を使用した場合</u> =略=</p>	<p>項番変更 変更</p> <p>項番変更 変更</p> <p>追加</p> <p>削除</p> <p>項番変更</p> <p>削除</p> <p>追加</p>

新	旧	備考欄
<p><u>イ) 甲が料金を支払期日をさらに 20 日経過してなお支払われない場合</u></p> <p><u>ロ) 甲が他の需給契約 (既に消滅しているものを含みます。) の料金を支払期日をさらに 20 日経過してなお支払われない場合</u></p> <p><u>ハ) 本約款によって支払いを要することとなった料金以外の債務 (延滞利息、違約金、工事費負担金等相当額その他本約款から生ずる金銭債務をいいます。) を支払われない場合</u></p> <p><u>(2) 甲が次のいずれかに該当し、乙がその旨を警告しても改めない場合には、乙は、そのお客さまについて電気の供給を停止することがあります。</u></p> <p><u>イ) 電気工作物の改変等によって不正に電気を使用された場合</u></p> <p><u>ロ) 本説明書「8」に反して、乙の係員の立入りによる業務の実施を正当な理由なく拒否された場合</u></p> <p><u>(3) 甲がその他本約款に反した場合には、乙は、甲について電気の供給を停止することがあります。</u></p> <p><u>2 1. 供給の中止または使用の制限もしくは中止</u></p> <p><u>(1) 乙は、次の場合には、供給時間中に電気の供給を中止し、または甲に電気の使用を制限し、もしくは中止していただくことがあります。</u></p> <p><u>イ) 一般送配電事業者の電気工作物に故障が生じ、または故障が生ずるおそれがある場合</u></p> <p><u>ロ) 非常変災の場合</u></p> <p><u>ハ) その他保安上必要がある場合</u></p> <p><u>(2) (1) の場合には、乙はあらかじめその旨を甲にお知らせすることを原則とします。ただし緊急やむをえない場合は、この限りではありません。</u></p> <p><u>2 2. 乙による解約</u></p> <p><u>=略=</u></p> <p><u>(3) 甲が電気料金等を、支払期日を 40 日経過してなお支払わない場合</u></p> <p><u>=略=</u></p>	<p><u>1 6. 乙からの申し出による解約</u></p> <p><u>=略=</u></p> <p><u>(3) 甲が電気料金等を、支払期日を 30 日経過してなお支払わない場合</u></p> <p><u>=略=</u></p>	<p>追加</p> <p>項番変更・変更</p> <p>変更</p>

新	旧	備考欄
<p><u>23. 現契約の解約に伴う不利益事項</u> =略=</p> <p><u>24. 本説明書等の変更</u> 乙は、本事業の運営上必要と判断した場合、甲の了承を得ることなく、電力供給に関する重要事項説明書、料金メニュー<u>及び本約款</u>を変更することがあります。この場合、変更された本説明書等の内容は、乙の <u>Web サイト上に掲載する方法またはその他の乙が適切と判断した方法により周知いたします。</u> =略=</p>	<p><u>17. 現契約の解約に伴う不利益事項</u> =略=</p> <p><u>18. 電気の使用に伴う甲の協力</u> 甲は、<u>一般送配電事業者が定める託送供給約款に規定された、以下の事項を遵守するものとします。それに伴い、乙もしくは一般送配電事業者から、甲に以下の各号の事項への協力を要請する</u><u>場合があることを、甲は予め了承するものとします。</u> <u>(1) 乙または一般送配電事業者による電気の供給に必要な設備の工事及び維持に必要な用地の確保</u> <u>(2) 乙または一般送配電事業者による電気の需給上または保安上必要がある場合に、電気の使用中止または制限</u> <u>(3) 乙、甲の電気工作物に異常もしくは故障がある、またはその恐れがある場合、もしくは甲が電気工作物の変更の工事を行った場合、その旨に係る一般送配電事業者への通知</u></p> <p><u>19. 本書等の変更</u> 乙は、本事業の運営上必要と判断した場合、甲の了承を得ることなく、電力供給に関する重要事項説明書、料金メニューを変更することがあります。この場合、変更された本書等の内容は、乙の <u>ホームページ上でご確認いただけます。</u> =略=</p>	<p>項番変更</p> <p>削除</p> <p>項番変更・変更</p> <p>追加</p> <p>変更</p>